

令和 6 年 6 月 1 0 日

○規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

新副市長の選任に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 安藤副市長の担任する事務を次のように定めることとする。（第2条関係）

企画部、総務部、市民部、文化部、福祉健康部、子ども若者部、福祉事務所、
出納室、市立病院及び教育委員会事務局に属する事務

- 2 武井副市長の担任する事務を次のように定めることとする。（第2条関係）

公営事業部、防災部、環境部、経済部、都市部、建設部、消防本部及び上下水
道局に属する事務

[適 用]

令和 6 年 6 月 1 1 日

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 7 号

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 安藤副市長 企画部、総務部、市民部、文化部、福祉健康部、子ども若者部、福祉事務所、出納室、市立病院及び教育委員会事務局に属する事務
- (2) 武井副市長 公営事業部、防災部、環境部、経済部、都市部、建設部、消防本部及び上下水道局に属する事務

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 1 日から施行する。